

東京都台東区パブリックコメント実施要綱

平成22年3月31日

21台企企第206号

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメントの実施に関し必要な事項を定め、区民生活に広く影響する台東区（以下「区」という。）の計画、構想、方針、指針等（以下「計画等」という。）の策定又は重要な改定について、区民等が意見を述べる機会を設けることにより、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって区と区民等との協働を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント 区の計画等の策定又は重要な改定を行う過程において、その案、背景、趣旨等（以下「計画等の案」という。）を公表し、当該計画等の案について区民等から意見を募り、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する実施機関の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 区民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 区内に住所を有する者
 - イ 区内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 区内に存する学校に在学する者
 - エ 区内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
 - オ 計画等に利害関係を有する個人又は法人その他の団体
- (3) 実施機関 区長及び教育委員会をいう。
- (4) 担当課 東京都台東区役所組織規則（昭和40年3月台東区規則第2号）第7条に定める課、台東清掃事務所、会計課、東京都台東区教育委員会事務局処務規則（昭和40年3月教育委員会規則第1号）第1条に定める課、教育支援館及び中央図書館のうち、計画等を所掌する部署（複数の部署が分掌するときは、主に分掌する部署）をいう。

(対象)

第3条 パブリックコメントは、次の各号に掲げるものについて適用する。

- (1) 区の総合的な施策に関する計画等の策定又は重要な改定
- (2) 各行政分野の施策の基本方針又は基本的な事項を定める計画等の策定又は重要な改定
- (3) 前2号のほか、実施機関がパブリックコメントを適用することが必要と認める計画等の策定又は重要な改定

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、計画等の策定又は重要な改定に際し、パブリックコメントを適用しない。

- (1) 計画等の策定又は重要な改定に際し、緊急を要する場合
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関その他これに準ずるものが、この要綱に定める手続に準ずる手続を経て報告、答申等を行い、当該報告、答申等を受けて実施機関が計画等の策定又は重要な改定を行う場合(当該報告、答申等の基本的内容と異なる内容で計画等を策定し、又は重要な改定を行う場合を除く。)
- (3) 計画等の策定又は重要な改定に関し、この要綱に定める事項について別に定めがある場合

(計画等の案の公表)

第5条 計画等の案の公表は、最終的な意思決定を行う前の適切な時期にしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、関連する資料を併せて公表するよう努めなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による公表の際に、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
 - (1) 計画等の案の公表方法
 - (2) 意見の提出期間
 - (3) 意見の提出先
 - (4) 意見の提出方法
 - (5) その他実施機関が必要と認める事項
- 4 第1項の規定による公表は、計画等の案及び第2項に規定する資料を担当課及び区政情報コーナーに備え付け、かつ、区公式ホームページに掲載するとともに、その概要を広報紙に掲載することにより行うものとする。この場合において、担当課は、事前に広報課と協議しなければならない。
- 5 実施機関は、前項に掲げるほか、必要に応じた方法により区民等への周知を図るよう努めなければならない。

(意見の提出)

第6条 意見の提出期間は、計画等の案を公表した日から起算して3週間以上とする。ただし、実施機関が止むを得ない理由があると認めるときは、提出期間を短縮することができる。

- 2 意見の提出方法は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 担当課への書面の持参
 - (2) 郵送
 - (3) ファクシミリ

(4) 区公式ホームページで指定するオンラインフォーム

(5) その他実施機関が適当と認める方法

3 意見を提出するもの（以下「提出者」という。）は、意見を提出する際に、次の各号に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

ア 第2条第2号イに掲げる者 その者が勤務する区内に存する事務所又は事業所の名称及び所在地

イ 第2条第2号ウに掲げる者 その者が在学する区内に存する学校の名称及び所在地

ウ 第2条第2号エに掲げるもの そのものが区内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地

エ 第2条第2号オに掲げるもの 計画等の案に利害関係を有するとする理由

(3) その他実施機関が必要と認める事項

(意思決定における意見の考慮)

第7条 実施機関は、区民等から提出された意見を考慮して計画等についての意思決定を行わなければならない。

(意見等の公表)

第8条 実施機関は、計画等について意思決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 意見

(2) 意見に対する区の考え方

(3) 計画等の案を修正して意思決定を行ったときは、当該修正の内容

(4) その他実施機関が必要と認める事項

2 前項の規定による公表の方法については、第5条の規定を準用する。

(意見等の取扱い及び個人情報の保護)

第9条 実施機関は、前条第1項の規定にかかわらず、意見を公表することが、第三者の正当な権利利益を害するおそれがあると認めるときは、当該意見の全部又は一部を公表しないことができる。

2 実施機関は、第6条第3項の規定により提出者に明示させた氏名、住所その他の個人情報個人情報を個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨に則り、適正に管理しなければならない。

(委 任)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に策定又は重要な改定に着手する計画等について適用する。

付 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行し、同日以後に策定又は重要な改定に着手する計画等について適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に策定又は重要な改定に着手する計画等について適用する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に策定又は重要な改定に着手する計画等について適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月15日から施行し、同日以後に策定又は重要な改定に着手する計画等について適用する。